

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広
四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市規則・四日市市教委規則第1号

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市地区市民センター条例施行規則（昭和57年四日市市規則・四日市市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条、第9条関係）

使用変更（取消）許可
書

四日市市〔 〕地区市民センター

使用料還付通知

年 月 日

四日市市教育委員会

（申請者）住所 _____
 団体名 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

使用の変更（取消し）を許可

下記のとおり四日市市〔 〕地区市民センター します。

使用料の還付を通知

申 請 の 理 由	
-----------	--

	使 用 許 可 の 内 容			納付した使用料	還付する使用料
	使用日時	使用場所	時間区分	金 額	金 額

還付金の処理方法 下記口座に入金する 使用料の一部に充てる 会計管理課窓口で受け取る

還付先口座	金融機関	銀行・信金 信組・農協	支店・支所 ()
	(金融機関コード)		(支店コード)
	預金種別	1.普通（総合） 2.当座 9.その他 ()	
	口座番号		
	口座名義 (カナで記入)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の四日市市地区市民センター条例施行規則に基づいて作成されている使用申請書等で残量のあるものについては、当分の間これを修正して使用することができる。

(市民文化部市民生活課)